

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項、同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第 16 条第 2 項による許可の有効期間の短縮について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ、ばかがいを目的とする手繰第 3 種漁業	1	15 トン未満の申請のあった総トン数	定めなし	共第 3 号共同漁業権の漁場の区域のうち、三浦市南下浦町上宮田と同市南下浦町菊名との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位 103 度 18.4 分の線以南の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地*を有し、かつ、なまこ及びばかがいを目的とする手繰第 3 種漁業を営むことについて、共第 3 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	令和 4 年 2 月 28 日から同年 3 月 3 日まで	令和 4 年 3 月 5 日から令和 8 年 6 月 25 日まで

\*漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。